

# 第20回

## 上富良野町農業委員会総会議事録

平成31年2月12日

上富良野町農業委員会

## 第20回 上富良野町農業委員会総会 議事録

1 日 時 平成31年2月12日(火) 午後1時30分から午後2時35分

2 場 所 JAふらの上富良野支所 2階役員会議室

3 出席委員 名

席順	委員名	席順	委員名	席順	委員名
1	谷本 嘉彦	2	北村 啓一	3	岩田 修
4	佐藤 良二	5	沼沢 春美	6	桑田 俊和
7	島田 政志	8	三好 利和	9	對馬 徹
10	井村 悦丈	11	長谷川裕見	12	井村 昭次
13	青地 修				

4 欠席委員

--	--	--	--	--	--

5 遅参委員 なし

6 議事日程

日程第1 会議録署名委員の決定

日程第2 諮問第1号 農用地利用集積計画の作成について

日程第3 諮問第2号 農用地利用集積計画の作成について

(農業委員会等に関する法律第31条 議事参与の制限)

日程第4 諮問第3号 農用地利用集積計画の作成について

(農業委員会等に関する法律第31条 議事参与の制限)

日程第5 議案第1号 農地法第18条第6項の規定による通知の成立状況の確認について

日程第6 議案第2号 農地法第18条第6項の規定による通知の成立状況の確認について

(農業委員会等に関する法律第31条 議事参与の制限)

日程第7 議案第3号 農地法第18条第6項の規定による通知の成立状況の確認について

(農業委員会等に関する法律第31条 議事参与の制限)

日程第8 議案第4号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

7 農業委員会事務局職員

農業委員会事務局	局長	大谷 隆樹	主査	甲斐 幹彦
----------	----	-------	----	-------

## 8 会議の概要

開会（午後1時30分） （着席）

### 開会の宣言

事務局長 只今より、第20回上富良野町農業委員会総会を開会いたします。

事務局長 ご起立の上、農業委員会憲章の唱和を行います。  
9番、對馬 徹 委員に合わせ、ご唱和ください。

對馬委員 「唱和」

事務局長 ご着席ください。

議 長 これより、会議を進めます。ただいまの出席委員は、13名であります。  
定数に達しておりますので、これより第20回上富良野町農業委員会総会を開会いたします。  
直ちに、本日の会議を開きます。  
本日の議事日程は、お手元に配布したとおりでございます。  
日程に入るに先立ち、諸般の報告をいたします。「事務局長」

事務局長 諸般の報告（別紙）

議 長 以上をもって諸般の報告を終わります。

日程第1、会議録署名委員の決定は、会議規則第13条第2項により議長において、  
5番、沼沢春美 君、6番、桑田俊和 君、を指名いたします。

---

議 長 日程第2、諮問第1号「農用地利用集積計画の作成について」の件を議題といたします。  
諮問第1号を事務局が説明いたします。「事務局」

---

事務局長 諮問第1号について、ご説明いたします。  
〇〇地区農用地利用改善事業実施組合他より、次の利用権の設定についての申し出がな  
され、この申し出が適当と認められるので、農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律  
第65号)第18条第1項の規定により農用地利用集積計画を定めるにあたり貴会の意  
見を求めます。

平成31年2月12日提出 上富良野町長 向山 富夫  
農用地利用集積計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各条件を満た  
していると判断されます。審議の資料として、調査書をご覧ください。以下、諮問第1  
号朗読。

### 所15番

出し手、〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さん、受け手、〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さん、土地の  
所在は〇〇〇〇番〇〇他9筆、地目は公簿が畑と田、現況も畑と田です、面積は10筆  
合計で48,003㎡、内容は売買で、対価は3,208千円、移転時期は平成31年2  
月13日、支払方法は口座振込で、支払時期は平成31年7月31日までと引渡時期は  
対価の支払日です。

### 所16番

出し手、〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さん、受け手、〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さん、土地の  
所在は〇〇〇〇番〇〇他3筆、地目が公簿も現況も全て畑、面積が4筆合計で81,3

事務局長 36㎡、内容は売買で、対価は4,148千円、移転時期は平成31年2月13日、支払方法は口座振込で、支払時期は平成31年7月31日までと引渡時期は対価の支払日です。

所17番

出し手、〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さん、受け手、〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さん、土地の所在は〇〇〇〇番〇〇他4筆、地目は公簿が畑、田、山林、雑種地で、現況が畑と田です、面積の合計が46,574㎡、内容は売買、対価は2,352千円、移転時期は平成31年2月13日、支払方法は口座振込で、支払時期は平成31年7月31日までと引渡時期は対価の支払日です。

賃2番

出し手、〇町〇丁目〇番〇号の〇〇〇〇さん、受け手、〇〇線〇〇号の〇〇会社〇〇〇〇代表取締役〇〇〇〇さん、土地の所在は〇〇〇〇番〇〇他2筆、地目は公簿が田と畑、現況も田と畑、面積の合計が16,215.44㎡、賃貸で、賃貸価格が93千円、始期が平成31年2月13日で終期が平成40年11月30日、賃貸料の支払い方法は口座振込、支払時期は毎年11月25日です。

所18番

出し手、〇町〇丁目の〇〇〇〇さん、受け手、〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さん、土地の所在は〇町〇丁目〇〇〇〇番〇〇の1筆、地目は公簿も現況も田、面積は10,846㎡、売買で、対価は1,952千円、移転時期は平成31年2月13日、支払方法は口座振込で、支払時期は平成31年8月31日まで、引渡時期は対価の支払日です。

所19番

出し手、〇町〇丁目〇番〇号の〇〇〇〇さん、受け手、〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さん、土地の所在は〇〇〇〇番〇〇他2筆、地目は公簿も現況も畑、面積の合計が56,435㎡、売買で、対価は3,261千円、移転時期は平成31年2月13日、支払方法は口座振込で、支払時期は平成31年8月31日まで、引渡時期は対価の支払日です。

---

議長 諮問第1号、所15番、16番、17番について、提案に関する補足説明を願います。  
「11番、長谷川裕見 委員」

---

長谷川委員 11番、長谷川です。所15番、16番、17番について、補足説明いたします。

1月29日に〇〇地区農用地利用改善事業実施組合の会議が、〇〇〇〇で開かれ、売買3件の利用集積が成立いたしました。

所15番

出し手、〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さん  
受け手、〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さん  
所在地は、〇〇地区、〇〇〇〇道路沿いとなります。  
〇〇〇〇さんの規模縮小に伴い、10a当たり、田50,000円と60,000円、畑70,000円で売買となりました。  
ここは全て草地なので、草地の対価として10a当たり10,000円を付けております。

所16番

出し手、〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さん  
受け手、〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さん  
所在地は、〇〇地区、〇〇〇〇道路沿いとなります。  
〇〇〇〇さんの離農に伴い、10a当たり、畑51,000円で売買となりました。

長谷川委員 所17番  
出し手、〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さん  
受け手、〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さん  
所在地は、〇〇地区、〇〇〇〇道路沿いとなります。  
〇〇〇〇さんの離農に伴い、10a当たり、畑50,510円で売買となりました。

慎重審議をよろしく申し上げます。

---

議 長 これをもって、提案に関する補足説明を終わります。  
これより質疑に入ります。

島田委員 地図の方を見ると、〇〇〇〇番〇〇が黄色く塗られてますが、何かあるのですか。説明をお願いします。

事務局長 〇〇〇〇番〇〇は、昨年の総会で現況調査願いが出され、分筆され、今回の斡旋には出されておられません。宅地になりました。

島田委員 宅地だとすると、道路が無いと出入り出来ないかと。

長谷川委員 道路はあります。白黒の図面を見ていただくとわかります。

島田委員 この道路は宅地の一部なのか、雑種地なのか。公の道路ではないですよ。

事務局長 違います。

島田委員 私道ですよ。

長谷川委員 公の道路ではないですが、農地ではないので売買の対象ではありません。

議 長 よろしいですか。

島田委員 はい。

議 長 他にありませんか。

「なし」の声あり

なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これより、諮問第1号、所15番を採決いたします。  
本件は、原案のとおり答申することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって本件は原案のとおり可決されました。

続いて、諮問第1号、所16番を採決いたします。  
本件は、原案のとおり答申することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって本件は原案のとおり可決されました。

議 長 続いて、諮問第1号、所17番を採決いたします。  
本件は、原案のとおり、答申することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって本件は原案のとおり可決されました。

---

議 長 続いて、諮問第1号、賃2番、所18番について、提案に関する補足説明を願います。  
「6番、桑田俊和 委員」

---

桑田委員 6番、桑田です。賃2番について、補足説明いたします。

2月1日に〇〇地区農用地利用改善事業実施組合の会議が、JA会議室で開かれ、賃貸1件、売買1件の利用集積が成立いたしました。

賃2番

出し手、〇町〇丁目〇番〇号の〇〇〇〇さん

受け手、〇〇線〇〇号の〇〇会社〇〇〇〇さん

所在地は、〇〇地区、〇〇〇〇道路沿いとなります。

〇〇〇〇さんの再処分に伴い、10a当たり、田6,000円、畑1,000円で賃貸となりました。

所18番

出し手、〇町〇丁目の〇〇〇〇さん

受け手、〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さん

所在地は、〇〇地区、〇〇線〇〇号となります。

〇〇〇〇さんの再処分に伴い、10a当たり、田180,000円で売買となりました。

慎重審議をよろしくお願いします。

---

議 長 これをもって、提案に関する補足説明を終わります。  
これより質疑に入ります。

島田委員 〇〇〇〇番〇〇と〇〇ですが、これは畑ですか。

桑田委員 現況は畑です。写真では山林のように見えますが、現況は畑になっており、細長くトラクターで往復するかたちです。畑なので、毎年違う作物を植えてます。

議 長 他にありませんか。

「なし」の声あり

なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これより、諮問第1号、賃2番を採決いたします。  
本件は、原案のとおり答申することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって本件は原案のとおり可決されました。

議 長 続いて、諮問第1号、所18番を採決いたします。  
本件は、原案のとおり答申することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって本件は原案のとおり可決されました。

---

議 長 続いて、諮問第1号、所19番について、提案に関する補足説明を願います。  
「12番、井村昭次 委員」

---

井村委員 12番、井村です。所19番について、補足説明いたします。

2月1日に〇〇地区農用地利用改善事業実施組合の会議が、JA会議室で開かれ、  
売買1件の利用集積が成立いたしました。

出し手、〇町〇丁目〇番〇号の〇〇〇〇さん  
受け手、〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さん  
所在地は、〇〇地区、〇〇〇〇道路沿いとなります。  
〇〇〇〇さんの再処分に伴い、10a当たり、畑19,000円と78,000円で  
売買となりました。

単価の件ですが、ここは〇〇〇〇の面工事が入っております。それで法面が多くて  
出し手と受け手と相談しまして、耕作できる面積の単価で双方納得されて、地番〇  
〇〇〇番〇〇と〇〇で2町9反程しか作付け出来ない。〇〇〇〇番〇〇は面工事が  
入っていないので6反程しか作付け出来ない。それらを面積で計算しました。

慎重審議をよろしくお願いします。

---

議 長 これをもって、提案に関する補足説明を終わります。  
これより質疑に入ります。

「なし」の声あり

なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これより、諮問第1号、所19番を採決いたします。  
本件は、原案のとおり答申することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって本件は原案のとおり可決されました。

---

議 長 日程第3、諮問第2号「農用地利用集積計画の作成について」の件を議題といたします。  
農業委員会等に関する法律第31条、議事参与の制限の規定により、〇番、〇〇〇〇委員  
の退席を求めます。(〇番 〇〇〇〇委員 退席)  
諮問第2号を事務局が説明いたします。「事務局」

---

事務局 諮問第2号について、ご説明いたします。  
〇〇地区農用地利用改善事業実施組合より、次の利用権の設定についての申し出がな

事務局長 　　れ、この申し出が適当と認められるので、農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第18条第1項の規定により農用地利用集積計画を定めるにあたり貴会の意見を求める。

平成31年2月12日提出 上富良野町長 向山 富夫

農用地利用集積計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各条件を満たしていると判断されます。審議の資料として、調査書をご覧ください。以下、諮問第2号朗読。

所20番

出し手、登別市〇町〇丁目〇番地の〇〇〇〇さん、受け手、〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さん、土地の所在は〇〇〇〇番〇〇の1筆、地目は公簿と現況とも田です、面積は29,022㎡、内容は売買、対価は2,352千円、移転時期は平成31年2月13日、支払方法は口座振込で、支払時期は平成31年7月31日までと引渡時期は対価の支払日です。

---

議 長 　　諮問第2号、所20番について、提案に関する補足説明を願います。  
「12番、井村昭次 委員」

---

井村委員 　　12番、井村です。所20番について、補足説明いたします。

1月22日に〇〇地区農用地利用改善事業実施組合の会議が、JA会議室で開かれ、売買1件の利用集積が成立いたしました。

出し手、登別市〇町〇丁目〇番地の〇〇〇〇さん

受け手、〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さん

所在地は、〇〇線〇〇号となります。

〇〇〇〇さんの再処分に伴い、10a当たり、田190,000円で売買となりました。

慎重審議をよろしくお願いします。

---

議 長 　　これをもって、提案に関する補足説明を終わります。  
これより質疑に入ります。

島田委員 　　〇〇〇〇さんは随分前に移転されてますが、賃貸をされていたのか。

事務局長 　　〇〇〇〇さんが賃貸で作られておりました。この度、〇〇〇〇さんの方から賃貸を合意解約され、斡旋で売買の申し出があつて、この度の斡旋会にかかった経過です。

議 長 　　合意解約の時に作っていた方が買えないからという説明があつたかと。

他にありませんか。

「なし」の声あり

なければ、これをもって、質疑を終了いたします。

これより、諮問第2号、所20番を採決いたします。

本件は、原案のとおり答申することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 長           ご異議なしと認めます。よって本件は原案のとおり可決されました。  
○番、○○○○委員の退席を解きます、(○番、○○○○委員 着席)

---

議 長           日程第4、諮問第3号「農用地利用集積計画の作成について」の件を議題といたします。  
農業委員会等に関する法律第31条、議事参与の制限の規定により、○番、○○○○委員  
の退席を求めます。(○番、○○○○委員 退席)  
諮問第3号を事務局が説明いたします。「事務局」

---

事務局長       諮問第3号について、ご説明いたします。  
○○地区農用地利用改善事業実施組合より、次の利用権の設定についての申し出がなされ、  
この申し出が適当と認められるので、農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第18条第1項  
の規定により農用地利用集積計画を定めるにあたり貴会の意見を求める。  
平成31年2月12日提出 上富良野町長   向山 富夫  
農用地利用集積計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各条件を満たして  
いると判断されます。審議の資料として、調査書をご覧ください。以下、諮問第3号朗読。

所21番

出し手、○町○丁目の○○○○さん、受け手、○○線○○号の○○○○さん、土地の所在は○○○○番○○の1筆、  
地目は公簿と現況とも田です、面積は12,258㎡、内容は売買、対価は2,206千円、移転時期は平成31年2月13日、  
支払方法は口座振込で、支払時期は平成31年7月31日までと引渡時期は対価の支払日です。

所22番

出し手、○町○丁目○番○号の○○○○さん、受け手、○○線○○号の○○○○さん、土地の所在は○○○○番○○他3筆、  
地目は公簿と現況とも田です、面積の合計は14,971㎡、内容は売買、対価は2,694千円、移転時期は平成31年2月13日、  
支払方法は口座振込で、支払時期は平成31年7月31日までと引渡時期は対価の支払日です。

---

議 長           諮問第3号、所21番、22番について、提案に関する補足説明を願います。  
「12番、井村昭次 委員」

---

井村委員       12番、井村です。所21番、22番について、補足説明いたします。

2月1日に○○地区農用地利用改善事業実施組合の会議が、JA会議室で開かれ、  
売買2件の利用集積が成立いたしました。

所21番

出し手、○町○丁目の○○○○さん  
受け手、○○線○○号の○○○○さん  
所在地は、○○線○○号となります。  
○○○○さんの再処分に伴い、10a当たり、田180,000円で売買となりました。

所22番

出し手、○町○丁目○番○号の○○○○さん  
受け手、○○線○○号の○○○○さん  
所在地は、○○線○○号となります。

井村委員           〇〇〇〇さんの再処分に伴い、10a当たり、田180,000円で売買となりました。

慎重審議をよろしくお願いします。

---

議 長           これをもって、提案に関する補足説明を終わります。  
これより質疑に入ります。

「なし」の声あり

なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これより、諮問第3号、所21番を採決いたします。  
本件は、原案のとおり答申することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって本件は原案のとおり可決されました。

続いて、諮問第3号、所22番を採決いたします。  
本件は、原案のとおり、答申することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって本件は原案のとおり可決されました。  
〇番、〇〇〇〇委員の退席を解きます、(〇番、〇〇〇〇委員 着席)

---

議 長           日程第5、議案第1号「農地法第18条第6項の規定による通知の成立状況の確認について」の件を議題といたします。議案第1号を事務局が説明いたします。「事務局」

---

事務局長       議案第1号について、ご説明いたします。  
農地法第18条第6項の規定による農地の賃貸借権の解約申し出のあった次の件について、審議を求めます。

平成31年2月12日提出   上富良野町農業委員会会長 青地 修

農地法第18条の規定に基づき合意解約がなされておりますので、賃貸借の解約が成立していると考えられます。  
よろしくご審議のほどお願いします。以下、内容を朗読。

1番

貸し主は〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さん、借り主は〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さん、土地の所在は〇〇〇〇番〇〇他25筆、地目は公簿と現況ともに田と畑、面積の合計は267,490㎡、土地の引き渡し時期は平成31年1月15日、合意解約となりました、農地法3条による使用貸借を結んでおりましたが、この度、会社を設立されたので合理解約となりました。

2番

貸し主は〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さん、借り主は〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さん、土地の所在は〇〇〇〇番〇〇の1筆、地目は公簿と現況ともに田、面積は32,505㎡、土地の引き渡し時期は平成31年1月18日、合意解約で、基盤強化促進法による賃貸借

事務局長 を終んでおりましたが、この度、斡旋の申し出により合意解約に至りました。

---

議 長 これより質疑に入ります。

「なし」の声あり

なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これより、議案第1号を採決いたします。  
本件は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって本件は原案のとおり可決されました。

---

議 長 日程第6、議案第2号「農地法第18条第6項の規定による通知の成立状況の確認について」の件を議題といたします。  
農業委員会等に関する法律第31条、議事参与の制限の規定により、○番、○○○○委員の退席を求めます。(○番、○○○○委員 退席)  
議案第2号を事務局が説明いたします。「事務局」

---

事務局長 議案第2号について、ご説明いたします。  
農地法第18条第6項の規定による農地の賃貸借権の解約申し出のあった次の件について、審議を求めます。

平成31年2月12日提出 上富良野町農業委員会会長 青地 修

農地法第18条の規定に基づき合意解約がなされておりますので、賃貸借の解約が成立していると考えられます。  
よろしくご審議のほどお願いします。以下、内容を朗読。

3番

貸し主は○町○丁目○番○号の○○○○さん、借り主は○線○号の○○○○さん、土地の所在は○○○○番○他2筆、地目は公簿と現況ともに田、面積は3筆合計で19,688㎡、土地の引き渡し時期は平成31年1月20日、合意解約で、農地法3条による賃貸借を平成28年4月13日から平成38年11月30日まで結んでおりましたが、この度、合意解約となりました。

---

議 長 これより質疑に入ります。

「なし」の声あり

なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これより、議案第2号を採決いたします。  
本件は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって本件は原案のとおり可決されました。

議 長 ○番、〇〇〇〇委員の退席を解きます、(○番、〇〇〇〇委員 着席)

---

議 長 日程第7、議案第3号「農地法第18条第6項の規定による通知の成立状況の確認について」の件を議題といたします。  
農業委員会等に関する法律第31条、議事参与の制限の規定により、○番、〇〇〇〇委員の退席を求めます。(○番、〇〇〇〇委員 退席)  
議案第3号を事務局が説明いたします。「事務局」

---

事務局長 議案第3号について、ご説明いたします。  
農地法第18条第6項の規定による農地の賃貸借権の解約申し出のあった次の件について、審議を求めます。

平成31年2月12日提出 上富良野町農業委員会会長 青地 修

農地法第18条の規定に基づき合意解約がなされておりますので、賃貸借の解約が成立していると考えられます。  
よろしくご審議のほどお願いします。以下、内容を朗読。

4番

貸し主は○町○丁目の〇〇〇〇さん、借り主は〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さん、土地の所在は〇〇〇〇番〇〇他7筆、地目は公簿が田と原野で現況が田と畑、面積は8筆合計で11,446㎡、土地の引き渡し時期は平成31年1月31日、合意解約で、農地法3条による賃貸借を平成30年3月8日から平成35年11月30日まで結んでおりましたが、この度、〇〇〇〇さんから斡旋で売買をお願いしたいとの申し出がありましたので合意解約となりました。

---

議 長 これより質疑に入ります。

島田委員 細かく区切っておりますが、宅地になる予定とかではなくて斡旋ですか。

對馬委員 あくまでも前の持主が、おそらく分譲しようと考えたのかと。あくまでも憶測ですよ。

議 長 他にありませんか。

「なし」の声あり

なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これより、議案第3号を採決いたします。  
本件は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって本件は原案のとおり可決されました。  
○番、〇〇〇〇委員の退席を解きます、(○番、〇〇〇〇委員 着席)

---

議 長 日程第8、議案第4号「農地法第3条第1項による許可申請について」の件を議題といたします。  
議案第4号を事務局が説明いたします。「事務局」

---

---

事務局長

議案第4号について、ご説明いたします。

農地法第3条第1項の規定による許可申請のあった次の件について、同条第2項の規定に基づき許可の可否について審議を求める。

平成31年2月12日提出 上富良野町農業委員会会長 青地 修

許可申請は、農地法第3条第2項各号の規定に該当しないため、許可の要件を満たしているとは判断されず。

審議の資料として、農地法第3条調書をご覧ください。以下、内容を朗読。

1番

上富良野町〇〇〇〇番〇〇の内、地目は公簿と現況ともに畑、面積が5,000㎡、〇〇〇〇番〇〇の内、地目は公簿と現況ともに畑、面積が20,000㎡、合計で25,000㎡、出し手が〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さん、受け手が上川郡美瑛町〇〇丁目〇〇番〇号の〇〇〇〇さん、賃貸借となります。

2番

上富良野町〇〇〇〇番〇〇他2筆、地目は公簿と現況ともに田と畑、面積が3筆合計で40,608㎡、出し手は〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さん、受け手は〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さん、賃貸借となります。

3番

上富良野町〇〇〇〇番〇〇他4筆の計5筆、地目は公簿と現況ともに全て畑、面積が5筆合計で10,228㎡、貸主は〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さん、借主は〇〇線〇〇号の〇〇会社〇〇〇〇代表社員〇〇〇〇さん、平成31年1月11日に〇〇設立に伴い貸付けるものです、賃貸借となります。

4番

上富良野町〇〇〇〇番〇〇他25筆の合計26筆、地目は公簿と現況ともに田と畑、面積が26筆合計で267,490㎡、貸主は〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さん、借主は〇〇線〇〇号の〇〇会社〇〇〇〇代表社員〇〇〇〇さん、先程合意解約した農地を〇〇へ貸付けるものです。

---

議 長

議案第4号、1番について提案に関する補足説明を願います。

「11番、長谷川裕見 委員」

---

長谷川委員

11番、長谷川です。 議案第4号、1番について補足説明いたします。

出し手、〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さん

受け手、上川郡美瑛町〇〇丁目〇番〇号の〇〇〇〇さん

所在地は、〇〇線〇〇号となります。

〇〇〇〇さんの再処分により、〇〇〇〇さんへの賃貸借となりました。

慎重審議をよろしく願います。

---

議 長

これをもって提案に関する補足説明を終わります。

議案第4号、1番について、これより質疑に入ります。

「なし」の声あり

議 長 なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これより、議案第4号、1番を採決いたします。本件は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

---

議 長 議案第4号、2番について提案に関する補足説明を願います。  
「8番、三好利和 委員」

---

三好委員 8番、三好です。 議案第4号、2番について補足説明いたします。

出し手、〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さん  
受け手、〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さん  
所在地は、〇〇線〇〇号となっています。  
〇〇〇〇さんの再処分に伴い、〇〇〇〇さんへの賃貸借となりました。10年間賃貸した更新です。

慎重審議をよろしく願います。

---

議 長 これをもって、提案に関する補足説明を終わります。

議案第4号、2番について、これより質疑に入ります。

「なし」の声あり

なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これより、議案第4号、2番を採決いたします。本件は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって本件は原案のとおり可決されました。

---

議 長 議案第4号、3番、4番について、提案に関する補足説明を願います。  
「4番、佐藤良二 委員」

---

佐藤委員 4番、佐藤です。議案第4号、3番、4番について補足説明いたします。

3番

出し手、〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さん  
受け手、〇〇線〇〇号の〇〇会社〇〇〇〇さん  
所在地は、〇〇線〇〇号となっています。  
〇〇〇〇さんの新規法人設立に伴い、所有農地の法人への賃貸借となりました。

4番

出し手、〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さん  
受け手、〇〇線〇〇号の〇〇会社〇〇〇〇さん  
所在地は、〇〇線〇〇号、〇〇号となっています。  
〇〇〇〇さんの新規法人設立に伴い、所有農地の法人への賃貸借となりました。

佐藤委員 慎重審議をよろしくお願いします。

---

議 長 これをもって、提案に関する補足説明を終わります。

議案第4号、3番、4番について、これより質疑に入ります。

「なし」の声あり

なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これより、議案第4号、3番を採決いたします。本件は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって本件は原案のとおり可決されました。

続いて議案第4号、4番を採決いたします。本件は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって本件は原案のとおり可決されました。

---

議 長 本日の日程は、全て終了いたしました。

第20回上富良野町農業委員会総会を閉会いたします。

---

事務局長 全員ご起立ください。「礼」

---

以上、諮問3件、議案4件の審議を終了し議長が閉会を宣言する。

午後2時35分

---

上記、第20回農業委員会総会の顛末に相違ないことを証するため署名する。

平31年2月13日

上富良野町農業委員会長 \_\_\_\_\_

上富良野町農業委員 \_\_\_\_\_

上富良野町農業委員 \_\_\_\_\_